

議案第64号	三田市空家等対策協議会条例の制定について
都市計画課	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施、その他空家等に関する施策等について調査審議を行うため、市長、地域住民、学識経験者等で構成する空家等対策協議会を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第7条</p> <p>【制定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌事務 <ol style="list-style-type: none"> 1 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。 2 空家等対策計画の実施状況に関すること。 3 その他空家等に関する施策の実施に関すること。 ・ 組織 <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会は、委員16人以内で組織する。 2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学識経験のある者 (2) 地域団体を代表する者 (3) 市民 (4) 関係行政機関の職員 ・ 任期 2年 <p>【施行期日】 公布の日</p>